

第 1 編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第1節 知的財産分野における国内動向

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. 概観

1990年代以後先進国を中心に、あらゆる経済活動の中心として資本や労働力などを通じた物理的な生産活動より、無形である知的財産の創出、拡散、活用が国家における付加価値の創出、企業における競争力や成長の源泉となる知識基盤経済へシフトしつつある。経済協力開発機構(OECD)の加盟国の国内総生産において情報通信産業、R&Dのような知識基盤分野が占める比重は既に50%を超えているものと推定されている。

それにより先進企業は特許のような知的財産を武器にして市場参入への障壁を構築したり、競合社を攻撃することで持続的な競争優位の確保を図るなど知的財産中心の経営戦略を推進してグローバル競争体制に対応している。このような競争で勝利した企業は市場を安定的に先占できるが、もし敗れた場合は市場から退出、もしくは群小企業に転落している。同時に、知的財産が独立した収益創出の手段として認識され始め、商品やサービスの生産・提供無しで知的財産の売買、ライセンスングを通じた収益を創出する特許管理会社(NPEs, Non Practicing Entities)の活動も増えつつある。

一方、米国、日本、中国など主要国は知的財産権の創出、活用、保護活動を後押しできる制度的資産、マンパワーなどを備えるため、政府レベルでの知的財産政策推進体制を構築するなど知的財産戦略を国家発展の核心政策として推進している。

韓国の企業もヨーロッパの財政危機による世界経済の不確実性の増加など厳しい経済環境の中でもR&Dなど未来志向的な投資を通じて新しい技術やブランドを先占するために力を入れ、その結果、米国の金融危機による経済不況で2008、2009年減少した

特許と商標など知的財産権の出願が2010年に引き続き2011年にも連続増加した。また、韓国政府もこのような国内・外における環境の変化に積極的に対応し、知識財産を通じた国家及び企業の競争力向上のために特許、商標、デザイン関連の審査・審判処理期間を短縮する一方、主要先進国との知的財産分野における協力を強化するなど、世界最高レベルの知的財産行政体系の構築に向けて努力を傾けてきた。また、国家レベルで知的財産政策を推進するために17代国会から立法推進した知識財産基本法が制定・施行され、国家知識財産委員会が設置され、37の部処と自治体が協力して第1次国家知識財産基本計画を樹立した。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

産業財産権の出願推移を通じて韓国の知的財産動向を見ると、2011年産業財産権の出願は371,016件で前年(349,273件)に比べて6.2%増加し、特許出願は178,834件(受付基準)で前年(170,101件)に比べて5.1%増加し、産業財産権及び特許出願の件数ともに世界4位の水準を維持している。

＜表 I－1－1＞韓国における産業財産権出願の推移

(単位：件)

区分	2009 年	2010 年	2011 年
特許	163,523	170,101	178,834
実用新案	17,144	13,661	11,853
商標	103,433	108,324	123,807
デザイン	57,903	57,187	56,522
計	342,003	349,273	371,016

韓国民のPCT国際出願は毎年持続的に増加し、2011年の場合前年(9,669件)に比べて8%増加した10,447件で世界5位を占め(WTO統計基準)、国内及び国際出願ともに世界的な水準を維持していることがわかる。特に、1946年産業財産権の出願が始まって以

来65年ぶりに世界で8番目に産業財産権の総出願数700万件を突破した。

<表 I-1-2> 主要国における産業財産権の出願状況

<主要国の産業財産権の推移>

<PCT国際特許出願の推移>

(単位：千件)

(単位：千件)

区分	2008 年	2009 年	2010 年	区分	2009 年	2010 年	2011 年
中国	1,526	1,807	2,294	米国	45,627	45,008	48,596
米国	898	838	878	日本	29,802	32,150	38,888
日本	553	500	499	ドイツ	16,797	17,568	18,568
韓国	344	342	349	韓国	7,900	12,296	16,406
ドイツ	208	191	193	フランス	8,035	9,669	10,447

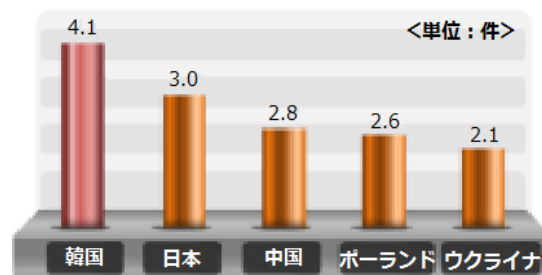
(出处：各国年報)

(出处：WIPO、2012.3(暫定))

同時に、技術革新を通じて国家競争力を高めるために持続的な研究開発に対する投資を拡大した結果、2010年GDP及びR&D投資対比内国人の特許出願件数は世界1位で、量的な特許生産性は世界最高のレベルを維持している。



<GDP10億 \$ 当たり内国人の特許出願
件数(2011、WIPO)>

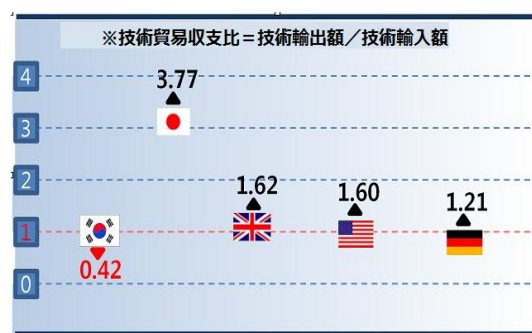


<R&D100万\$当たり内国人の特許出願
件数(2011、WIPO)>

しかし、このような産業財産権出願の量的成長にもかかわらず、実質的に収益を創出している核心・源泉特許が不足し、技術貿易収支における赤字の規模は持続的に増加しているのが現状である。



＜技術貿易収支における赤字の推移
(2011、教科部)＞



＜技術貿易収支の比率(輸出/輸入)
(2011、OECD)＞

そこで、R&Dの量的投入の水準に合う良質な技術の確保を通じて競争力を持ち、かつロイヤルティー収入の獲得が可能な高品質の知識財産権が創出・活用できるよう、知識財産分野に対する戦略的な投資及び支援を拡大する必要がある。

そのためにはまず米国、日本など先進国レベルの品質の高い審査・審判サービスを提供することで適時に権利化して活用できるよう、制度の面からのバックアップを強化していく必要がある。

また、特許情報を国家研究開発事業に積極的に活用することで重複研究を防止し、効率的な研究開発への投資が行われるようにしなければならない。企業に対しては核心・源泉技術に対する知識財産権を先占し、標準特許の創出を促進することでグローバル競争力の向上に向けた企業の知的財産経営を支援していく必要がある。

第2節 知的財産分野の国際動向

顧客協力局 国際協力課 技術書記官 ユン・セヨン

1. 概観

20世紀政治中心の国際秩序体制が21世紀に入ってから知識財産の創出・拡散・活用が経済活動の中心となり、国富創出と競争力の源泉となる知識基盤産業を中心とした経済中心体制へと変わりつつある。これは1950～70年代に政治的な体制競争による軍事力の優位を基に超優越的な地位を享受していた先進国が、1980年代から中進国・発展途上国の経済的な躍進によって経済の面で危機感を感じ始め、この過程で自国の経済発展を図りながらも強大国としての地位も維持しようと、既存の資本や労働中心の経済体制を技術開発と知識中心の知識基盤経済へと、パラダイムそのものを変えようとしたためである。そこには情報・通信技術の発達と同時に、WTOの設立という世界貿易環境の変化もまた大きく影響している。

経済中心の国際秩序体制の下で知的財産の重要性は一段と大きくなっている。これは知識基盤経済の下で富の創出や経済成長の源泉が天然資源、労働、資本などの物的資源から科学技術、ブランド、デザインなどの知的財産へとその中心が急激にシフトしているためである。先進国は特許権、商標権など知的財産権を市場独占の手段としてのみならず、後発側の市場参入そのものを封じる手段としても活用している。これによって知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の競争はさらにその激しさを増して展開されている。

国家間知的財産の先占競争はWIPO、WTO、APECなど多国間協議体を舞台にしても類似した様子で展開されている。即ち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために尽力し、先進国と途上国間、各地域グループ間の利権を巡る対立も日増しに激しさを増している。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲にわたる自由化傾向もさらに広がりつつある。

従って、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、国家競争力強化のための国家レベルでの知財権発展ビジョンを提示し、各種の知財権振興政策を開発・施行している。米国・日本及びEUなど先進国が国際特許出願(PCT)の大半を占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策を持続可能な成長のための核心国家戦略として認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用を通じた産業競争力の強化に力を入れている。発展途上国もまた知的財産戦略がなければ自国の経済成長にも限界があることを認識し、知的財産の創出・活用に向けた自国のシステム構築に取り組んでいる。

また、知的財産権問題は現在重要な国家間の貿易問題となっている。先進国が発展途上国に対する通商圧力の主要手段として知的財産権を利用し、知的財産権が国際貿易摩擦の「主要問題」として登場すると同時に、各種FTAにおいても知財権が独立的な交渉分野となっている。

これとともに、先進国は自国の産業保護と後発国家に対する参入障壁を構築するため、貿易政策と連携して強力な知的財産保護政策を推進している。米国は2004年からSTOP(Strategy Targeting Organized Piracy)プロジェクトを推進しているが、米貿易委員会の提訴件数においても知的財産権関連の提訴が絶対多数を占め、知財権紛争件数も増加している(2008年39件、2010年52件が知財権関連の提訴である)。日本もまた2002年関税定率法を改正し、自国知的財産侵害物品の自国内輸入及び通関禁止措置を制度化している。

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、全世界的に産業財産権の出願が急増している。1960年代以後出願倍増の所要期間が急速に短くなる傾向を見せたが[(1960年)95万件→(1992年)184万件→(1993年)279万件→(1996年)585万件]、2000年以降出願の増加傾向は鈍くなりつつある[(2010)686万件]。また、最近は知的財産権の対象と範囲が急激に拡大しつつある。インターネットやバイオなど新産業関連の特許出願が急増し、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承(フォークロア)なども新しい議論の対象となっている。

このような特許出願の増加は審査滞積の累積につながり、主要国は審査官の増員など個別的な努力とともにそれを国際的に解決するために国家間審査協力(Work-sharing)を推進することになり、現在知財権国際社会においても主要問題として議論されている。2006年に特許審査ハイウェー制度が提案され、2011年現在韓国を始め、日本、米国など全世界の22カ国が参加しているが、韓国はそのうち9カ国と施行中である。

2008年には韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国など全世界の知的財産Top5国家間の審査協力体制であるIP5協力体制が正式に発足した。2009年にはIP5協力体制への移行に向けて特許分類、情報化、特許審査政策に対する3つの実務グループを設けた。同実務グループでは10つの基盤課題を国家別に2つずつ担当して課題を遂行している。IP5体制は2010年から定着化段階に入り、2011年には特許法の調和に関する議論がIP5特許審査政策実務グループで展開されるようになった。また、米国、日本ヨーロッパ、韓国間の統計に関する議論が中国を含めたIP5間の議論に拡大し、5つの特許庁間での審査協力と審査環境を標準化していくための議論がより活発に行われている。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知財権に対する権利保護意識が強まったことで国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術を保有している企業からの特許攻勢が激しさを増し、高額のロイヤルティーが要求され、特許侵害訴訟で負けた場合は莫大な賠償金を支払わざるを得ないケースが増えている。また、源泉技術の特許を保有した先発企業が特許プール(Pool)を形成し、後発企業の事業進出を事実上封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加とともに特許侵害に対する国際的な監視もますます厳しくなっている。これは海外出願の急増とともに権利化された海外特許を基に現地における知財権侵害に対する広範囲の対策を講じているものである。EUの場合、韓国商工会議所に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じている。また、米国貿易代表部は各国の知財権保護状況を調査するために代表団を派遣するなど、あらゆる外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本など先進国は知財権を貿易交渉の主な手段として活用している。

2. 国際動向及び対応策

米国や日本、ヨーロッパなどの主要先進国は知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

イ. 米国

まず、米国は1999年9月国務部、商務部、米国特許庁など合計13の機関で構成された「国家知的財産権法執行調整委員会」(NIPLECC : National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)を設置し、各政府省庁と民間部門間の知財権協力・調整を強化している。また、2008年10月には同委員会を大統領所属の知的財産執行調整官として格上げすることを骨子とする法案を通過させ、知的財産を国家レベルで管理・調整している。

また、米国特許庁の主管で5年毎に国家知的財産政策及び戦略を樹立しているが、2002年「21世紀戦略計画(21st Century Strategic Plan)」を樹立したことに引き続き、2006年にこれを継承する「5カ年戦略計画(Strategic Plan 2007-2012)」を樹立・発表した。

米国政府はこのように国内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、海外における違法コピー防止を通じて自国の知財権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土安全保障部、特許庁など知財権関連の政府組織を網羅して「STOP(Strategic Targeting Organized Piracy)プロジェクト」を推進している。これは海外で自国の知財権を保護するために関連機関が共同で対応していこうとする戦略といえる。米国の経済成長や高級雇用を促進するため、2010年オバマ政府は世界経済で優位を占められる知識財産分野を積極的に活用することを強調し、国家レベルでの知財権保護の総合戦略を発表した。

オバマ政権においても米国のこのような知的財産中心の政策はさらに強化され、気候変動及びエネルギー安保など国家レベルでのアジェンダ解決においてもIPの役割を

強化していくことを明らかにしている。同時に知的財産中心政策を通じてグリーン成長及び雇用創出にも貢献していくことを明らかにしている。

ロ．日本

日本もまたいわゆる「失われた10年」から脱する方策として知的財産立国を選択し、知的財産の創出、保護、活用及び人材育成など4つの分野から50あまりの主要政策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を2002年発表した。また、このような政策を推進するために「知的財産基本法」を制定すると同時に、総理室に「知的財産戦略本部(本部長：首相)を設置(2003)することで、関連省庁の施策を総合・調整するとともに知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構として運営している。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関連する決定と方向を決めていると言えるくらい実質的に運営されている。知的財産戦略本部では日本政府の新成長戦略と連動した「知的財産推進計画2010」を策定・推進している。一方、2005年4月には東京高等裁判所の支部として知的財産高等裁判所を設置し、専門人材を集中配置するとともに特許権に関する裁判の控訴審を専門的に担当させている。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税定率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対応するため、「特許権侵害物品の水際差止申立制度」を運営するなど国内外における自国の知財権保護に取り組んでいる。

ハ．欧州連合(EU)

欧州連合(EU)は加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システムの構築に力を入れている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルで知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速させるための政策の一環としてEU共同体知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、ヨーロッパ革新スコアボード(European Innovation Scoreboard)を通じて加盟国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第6次中長期革新計画(FP6、2002～2006)でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業の参加者たちに知的財産権に対するアドバイスや支援を提供するために1998年からIPR Help-deskを運営している。

EU加盟国もまた知的財産寄りの政策を目指している。イギリスの場合、特許庁の業務領域に著作権業務を統合させ、イギリス特許庁をイギリス知財権庁(UKIPO)に拡大改編(2007.4)した。フランスは弁護士と弁理士の職域を統合する知的財産代理制度の改編方向を推進中である。EUは2003年共同体特許裁判所の設置に関する提案書をEU理事会に提出して以来、スペインとイタリアなど一部の国家で公式言語と関連する合意が難航しているものの、単一効果を持つヨーロッパ特許及び特許裁判所の設立に向けて活発な動きを見せている。

二. 中国

中国は呉儀副総理が2004年1月「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の議論を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。委員会は国務院所属23省庁の主要責任者及び外部専門家で構成され、国家知的財産権戦略の樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長である呉儀副総理が知財権に対する関心が高く、委員会活動を直接管掌しているため、同委員会は設置後短期間で効率的に運営されているものと評価されている。また、中国は2008年知的財産を通じた小康社会の実現を目標に「国家知財権戦略綱要」を発表し、2020年まで知的財産権の創造、運営、保護、管理能力の向上に向けて国の力を集中させている。2011年10月14日中国国家知識産権局、国家工商行政管理総局、商務部など10の省庁は知的財産業務及び管理のために国家知的財産権事業発展12次5ヵ年(2012～2015)を発表した。特に、中国は米国、ヨーロッパなど世界各国から知財権侵害防止のための要求を意識し、2011年11月9日国務院商務会議を開いて中国全国における知的財産権侵害取締りに向けた対策も講じている。

このように米国、日本、EUなど先進国は対内的には自国の知財権創出及び保護のために努めると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなど国際機関を通じて自国に有利になるよう知財権規範の統一化に向けて持続的に取り組んでいる。

ホ．韓国

韓国では1998年まで米国など先進国の知的財産保護強化の要求に対する消極的な対応体系の構築という、個別省庁レベルでの知的財産政策だけが推進された。

韓国は米国、日本などのように国全体レベルで知的財産政策方向を企画・統合・調整できる機関が存在しない状態であった。特に、1998年以後、特許庁、産業資源部など一部の部処を中心に知的財産を効率的に管理するための政策が推進され始めた。1998年に「特許裁判所」が設立され、2000年に「技術移転促進法」が制定された。2001年に特許法の「職務発明補償制度」が改正されたことがその代表例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急増などが主要懸案となり、2004年を前後にして国家科学技術委員会など政府レベルの協議体で知的財産政策が徐々に議論され始めた。韓国政府も知識基盤のグローバル競争体制に効果的に対応するために2009年9月29日第15回国家競争力強化会議で知的財産強国の実現に向けた戦略を樹立した。同実現戦略では政府レベルで重点的に推進する課題として、経済・産業分野における知的財産の活用促進、グローバル水準の法・制度の構築、インフラの先進化など3大分野を提示した。特許庁は2008年12月24日に産・学・官の知的財産関連15機関と共同で21世紀知識財産ビジョンと実行戦略を樹立し、知的財産強国に向けた青写真を構築した。また、2009年10月には国務総理室に知識財産戦略企画団を設置し、国家知識財産委員会の設立、知識財産基本法の制定などを政府レベルで推進した。この結果、2011年5月19日「知識財産基本法」が制定・公布され、2011年7月20日施行された。「知識財産基本法」の制定によって知的財産と関連して散在している政府のアビリティを統合する根拠を設けたことで、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上することができた。

ヘ．対応策

このような知財権分野の国際動向に対して韓国の対応策を模索してみるとすれば、まず知財権分野の外交力を強化して現在進行中である知財権国際規範の形成に能動的かつ積極的に参加する必要がある。

特に、主要国が知的財産に関する中長期総合計画を樹立して知的財産分野の競争力強化に力を入れているように、韓国も長期マスタープランを作成し、政府レベルでの業務推進方策を模索する必要がある。

特に、国際的にはPCT制度、特許審査ハイウェイ制度のような国家間審査協力制度の改革議論に積極的に参加する必要がある。同時に、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)のような国際的な知財権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業にとって有利な方向に国際的知財権規範が形成できるようにしなければならない。

最近韓国企業の海外進出が活発になるに連れ、知財権侵害が増加しているだけに韓国企業の知的財産保護に向けた努力をさらに強化していく必要がある。まず、海外における知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地での保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害状況調査を実施しなければならない。また、海外に散在している様々な組織(KOTRA海外支社、韓国知識財産保護協会、国際機構派遣者、公共研究機関の海外支部など)と有機的な協力体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に進めていくべき課題である。

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

韓国の知的財産競争力は経済発展の歴史と軌を一にしている。韓国開発研究院によれば特許出願が年間1%増加する場合、経済成長率が3～5年にわたって0.11%上昇するという分析も出たことがある。特に、2011年に韓国は世界で9番目に特許登録件数1百万件を突破すると同時に貿易1兆ドル国家となった。このようにグローバル経済環境が求める企業競争力と知的財産間の関連性が強くなるに連れ、国家・企業にとっては知的財産競争力を高める上での国の支援策が主要関心事として浮上している。

短くなる製品寿命周期、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2014年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援していると同時に、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大などさまざまな方策を策定・推進している。そこで、企業及び国家競争力を高めるためには審査処理期間の短縮、審査品質の向上及びグローバル協力の強化などに向けた政府の努力が求められる。

また、未来市場を先占するための国家間・企業間の知的財産競争は激しくなりつつある。保護貿易の主な手段が反ダンピング提訴から知的財産権の侵害を根拠とする輸入禁止へと変わり、先進企業はR&D、M&Aなどを通じて知的財産を確保・蓄積し、それをもとに莫大なロイヤルティーを要求したり、訴訟を提起するなど競合社及び後発企業をけん制している。一方、韓国の場合はR&D投資の持続的な拡大などによって特許の量的規模は世界的水準になっているが、核心・源泉特許、標準特許が相対的に不足しているため技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加している。そこで、韓国企業が特許紛争に効果的に対応することで未来市場を先占するよう、特許情報分析を通じたR&D投資誘導など韓国企業が核心・源泉・標準特許を発掘・創出できる政府の支

援策が求められている。

このような知的財産に対する国内外の環境変化や知的財産と関連した多様な顧客からのニーズなどを反映し、特許庁は先進一流国家の建設に貢献できる知的財産ビジョンを設定した。「知的財産基盤の先進一流国家の実現」を長期ビジョンとして設定し、具体的な履行に向けた「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化することで技術革新と産業発展に寄与」というミッションを導き出した。また、具体的な政策方向としてG5水準の知的財産サービス体系の構築、知的財産の経済・産業分野での活用促進、公正な知的財産社会の実現を設定した。

第2節 ビジョン達成のための戦略目標及び管理課題

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 キム・ソンギル

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

韓国特許庁はG5水準の知的財産サービスを提供するために出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面で競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進的な知的財産制度の運営、グローバル知的財産協力の拡大、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関に求められる最高レベルの能力を確保するために努力した。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

未来市場をリードする競争力のある知的財産権の創出及び経済・産業的活用を促進するために研究開発と知的財産権の連携を強化し、企業の知的財産競争力を強化するために努力した。まず、国家が推進する研究開発における特許情報の活用を拡大し、重複投資の防止など政府R&Dの投資効率性を高めるために努めた。また、中小・中堅企業に対してはIP-R&D連携戦略支援を充実化させ、地域有望中小企業をIPスター企業として総合支援するなど、知的財産権に強い中小・中堅企業の育成に向けて努力した。

3. 公正な知的財産社会の実現

産業界が必要とする知的財産専門人材の養成、創意的な発明人材の早期発掘・育成、無料弁理支援など社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営を拡大し、知的財産が尊重されると同時に公正に実現される社会的基盤の構築に向けて努力した。また、商標権特別司法警察権を通じてオン・オフラインで模倣品の取締りを強化し、中国・ベトナムなどに設置されたIP-DESKを通じて特許紛争への対応など知的財産権支援を強化

することで知的財産権の保護水準を高めるために努力した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

企業型中央責任運営機関である特許庁は顧客を配慮した多様な特許行政サービスを提供するとともに、成果主義文化を定着させ顧客及び成果中心の責任経営を実現することでビジョン達成に寄与するために努力している。特に、電子出願サービス、手数料納付制度の改善などを通じて顧客の便宜を図り、成果・職務・能力中心の成果管理制度の運営及び創意・実用文化を内在化することで顧客及び成果中心の責任経営の実現を目指した。

第3節 実践課題別2011年の主要成果

企画調整官 企画財政担当官室 工業事務官 キム・ソンギル

1. G5水準の知的財産サービス体系の構築

特許庁は世界最高レベルの知的財産行政能力を構築するために審査・審判の処理期間と品質の面において競争力のある水準を維持し、主要先進国と知的財産協力の強化及び最貧・途上国を対象に知的財産協力事業を拡大するなど努力を傾けてきた。

まず主要国に比べて競争力ある水準の審査処理期間を維持するために審査官の増員、先行技術調査アウトソーシングの拡大、PCT専門担当部署の運営などの努力を傾けた結果、2011年特許審査処理期間が年平均16.8ヵ月で、米国(2010年25.7ヵ月)、日本(2010年28.7ヵ月)、ヨーロッパ(EPO)など主要国に比べて迅速な審査処理サービスが提供できた。また、出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」の中から審査時期が選択できる顧客オーダーメイド型3トラック審査制度と超高速審査制度を持続的に補完・推進し、出願人が希望する時期に審査処理の結果が受け取れるようにした。

全世界的に急増しつつある出願増加の流れに対して効果的に対応するため、特許庁は先進5カ国特許庁(IP5)¹の協力体系を強化すると同時に、先進商標庁G4会議体(TM4)の構築に成功した。また、10大基盤課題を共同推進するなど主要先進国との協力を強化することで、韓国企業が海外で知財権を獲得際にかかる費用と時間が節約できるようにした。一方、韓・米FTA締結による特許法、実用新案法、商標法を改正し、ヘーグ協定加盟に備えてデザイン制度を国際化するなど対内外の環境変化に対応した知的財産制度と基準を先進化した。同時に、現地オーダーメイド型適正技術支援の発掘、開発及び普及、途上国の優秀生産品に対するブランド開発支援、途上国公務員に対す

¹ 全世界特許出願の約80%を占める先進5カ国の特許庁で、中国、米国、日本、韓国、ヨーロッパの特許庁を指す。

る知的財産教育の拡大実施など最貧国・途上国に対する知的財産協力事業を持続的に推進することで、韓国固有の知財権援助モデルを体系化すると同時にグローバル拡散を通じて国際社会にIP5特許大国としてのイメージを与えた。

2. 知的財産の経済・産業的活用の促進

韓国は持続的に研究開発投資を拡大した結果、産業財産権出願件数において世界4位(2010年)、GDP及びR&D投資対比内国人特許出願件数で世界1位(2010年)など量的な側面からは世界最高水準を維持しているが、核心・源泉特許不足によって技術貿易収支の面では赤字規模が持続的に拡大するなど質的な面での競争力はまだ不十分な状況である。そこで、韓国特許庁は競争力ある知的財産権をより多く創出し、経済・産業的な活用を促進するために持続的な努力を傾けている。

まず、国家が推進する研究開発を遂行する際に事前に類似した研究があるかどうかを点検する特許技術調査を実施し、R&D予算の重複投資を防止した。特に、2011年にはR&D部処との事業費分担(5:5)を通じてR&D部処が申請した課題全体にまでその支援対象を拡大すると同時に、政府R&D事業結果を通じて創出された特許のクオリティが評価できる指標を開発・普及することで品質中心の成果管理体系を構築するなど、政府R&D事業における投資効率性と質的成果を高めるために注力した。

また、対日貿易収支の赤字規模が大きい先端部品・素材分野のR&Dを行っている中小企業82社を対象にオーダーメイド型知財権ポートフォリオ構築を支援した。同時に、中堅企業などが未来市場をリードする核心技術に対して知的財産権が確保できるよう、次世代LEDなどグリーン成長及び新成長エンジン分野における40の核心技術を対象に知的財産権中心の技術獲得戦略支援事業を推進した。

そして、全国31の地域知識財産センターを通じて2千5百社あまりの中小企業の特許・ブランド・デザイン権利化及び事業化を支援するとともに、海外進出中小企業に対する現地オーダーメイド型ブランド開発を支援するなど、中小企業の知的財産の創

出・活用活動を支援し地域経済の活性化と雇用創出を図った。

大学・公共(研)機関の各環境に適した特許管理体系の構築を支援するために特許管理専門家を派遣し、大学・公共(研)が保有する有望特許技術を体系的に発掘して技術移転及び事業化を支援するなど大学・公共(研)の知的財産能力を高めるために取り組んだ。

3. 公正な知的財産社会の実現

知的財産専門人材の養成、社会的弱者を配慮した知的財産制度の運営などで知的財産が尊重され、かつ公正に実現できる社会的な基盤を作り、国内外の知的財産権を効果的に保護することで知的財産を通じた公正社会の実現に貢献できるよう努力した。

まず、産業界が必要としている専門人材を養成するため、理工系以外でも有望な知財権創出分野である医学・薬学及びデザイン系列の学科に知財権講座の開設を拡大する一方、専門担当教授の確保など教育インフラを構築し、特化された優秀教育モデルを作りあげて他の大学に拡散するため3つの大学を知的財産教育先導大学として選定した。同時に、産学協同プログラムであるキャンパス特許戦略ユニバーシアード、D2Bデザインフェア(旧、デザイン権コンテスト)、大学創意発明大会などを持続的に開催し、各専攻分野の人材を実戦に強い知的財産創出・活用人材として養成した。

また、クリエイティブな発明人材を早期発掘・育成するためにKAIST、POSTECHと共同で知的財産基盤の次世代英才起業人教育課程を開設・運営支援し、YIP(Young InVentors Program : 青少年発明家プログラム)、学生発明大会など様々なプログラムを開発・支援することで学生たちの創造力の啓発及び発明教育を促進した。同時に、教育環境が劣悪な過疎地域・低所得者層の青少年たちの創造力を向上させるため、過疎地域の学校、保育園などを対象に訪ねていく発明教室及び発明キャンプなどを開催した。

社会的弱者階層を対象に無料弁理サービスを拡大し、審判・訴訟代理及び費用支援を拡大するなど、知的財産権分野における二極化問題の解消に向けて力を入れた。

一方、知的財産権を効果的に保護するため、2010年発足した商標権特別司法警察隊を通じて模倣品の製造・流通を積極的に取り締まると同時に、オンライン専門担当捜査班の新設、デジタル科学捜査装備の構築でオンライン模倣品流通事犯に対する刑事立件など模倣品取り締まりの執行力を強化した。中国・ベトナムなどに設置されたIP DESKを通じて海外に進出した韓国企業の知的財産権支援を強化し、紛争情報の事前提供、国際知財権紛争対応コンサルティング、知財権訴訟保険など国際特許紛争に対する事前・事後の支援を強化することで輸出企業の知財権競争力を高めるよう取り組んだ。また、営業秘密の生成時点及び原本であることを証明する営業秘密原本証明制度を導入し、企業の営業秘密を保護すると同時に技術漏洩を防止した。

4. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

特許庁は企業型責任運営機関として顧客のニーズを反映した特許行政サービス体制を構築し、職員の専門性及び能力の強化、業務方式の改善などを通じて顧客及び成果中心の責任経営を実現するために努力した。

商標権の濫用を防ぎ、公正な利用を図るため、使わない商品まで指定する保存商標に対して手数料加算制度を導入した。同時に、ネットバンキングのみならず現金自動預け払い機(ATM)でも手数料が納付できるようにし、3年以上の年次登録料一括先払い割引(5%)制度を導入することで手数料に対する便宜を図った。また、スマートフォンなどモバイル機器を活用してカスタマイズされた知財権相談サービスを実施し、特許顧客の相談事例検索などのためのモバイルコンテンツを提供する一方、過誤納手数料に対してメールやショットメッセージサービスなど手数料還付金の案内手段を多様化するなど出願人の便宜を図った。

特に、成果評価と人事制度を連携させ、職員個人の能力と組織に対する貢献度を基

に昇進などの補償が行われる成果管理システムを定着させた。同時に、新たな人材を求める部署と職員の意思を同時に考慮して人材を配置する人事ドラフト制を持続的に運営することで適材適所の人事運営が可能になることを目指した。

また、職員の創造力及び変化管理能力の向上に向けてSERICEOなどオンライン知識コンテンツサービスを職員に提供し、オーダーメイド型変化管理教育、様々な創意・提案制度の運営などを通じて職員の自己啓発及び組織文化改善のために力を入れた。